

令和7年度 飯山市U I Jターン就業・創業移住支援事業【概要版】

県内企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに移住促進を図るため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、愛知県又は大阪府（以下「東京圏等」といいます。）から移住し、就業又は創業した方に対し、移住支援金（補助金）を交付するものです。

● 申請受付期間

令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金)

□申請順に受け付け、予算の上限に達した場合は、予告なく期限前に申請受付を終了する場合があります。

● 移住支援金（補助金）の額

東京圏等から移住し、長野県が支援する企業等へ就業した場合または社会的事業の創業等をする場合

□単身の場合：60万円

□2人以上世帯の場合：100万円（18歳未満の子どもを帯同する場合、その子ども1人につき100万円加算）

● 移住支援金（補助金）の主な交付要件

◆ 共通要件……以下の要件のすべてに該当する必要があります。

■ 移住元に関する要件

□住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏等に在住し、就業していたこと

※企業等に雇用されていた方については、雇用保険の被保険者としての就業に限ります（以下、同様）

※東京圏等に在住し、東京圏等の大学等に通学し、東京圏等の企業に就職した場合、大学等への通学期間も5年間の就業期間に通算できます

□住民票を移す直前、1年以上連続して、東京圏等に在住し、かつ就業していたこと

※この場合の就業期間の起算日は、住民票を移した日の3ヵ月前まで遡れます（在住期間は遡れません）

※この場合の就業期間は、3ヵ月以内の空白期間であれば「連続」とみなします（在住期間は認められません）

■ 移住先に関する要件

□住民票の異動後3ヵ月以上1年以内に、移住支援金の交付申請をすること

□市内に、移住支援金の申請の日から5年以上継続して居住する意図があること

■ その他の要件

□暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

□市税等の滞納がないこと

◆ 世帯の要件……「2人以上の世帯」で申請する場合の要件です。

■ 2人以上の世帯の要件……以下の要件のすべてに該当する必要があります。

□世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと

□世帯員が、交付申請時において同一世帯に属していること

□世帯員のいずれもが、交付申請時、転入後3ヵ月以上1年以内であること

□世帯員のいずれもが、反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

■ 子育て世帯加算の要件……以下の要件のすべてに該当する必要があります。

□申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員を帯同して転入したこと

□当該18歳未満の世帯員が、上記の「2人以上の世帯の要件」をすべて満たす者であること

◆ **就業に関する要件**……以下のA～Eのいずれかに該当する必要があります。

A マatchingサイトの求人に応募して採用された場合……以下の要件のすべてに該当する必要があります。

- ☐ 求人への応募日が、マatchingサイトに求人情報が掲載された日以降であること
- ☐ 勤務地が東京圏以外であること
- ☐ 就業先が、3親等以内の親族が経営を担う職務を務める企業等でないこと
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ☐ 交付申請時に、在職3か月以上であること
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ☐ 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること

B 専門人材の場合……以下の要件のすべてに該当する必要があります。

- ☐ 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マatching事業により長野県内で就業したこと
- ☐ 勤務地が東京圏以外であること
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ☐ 交付申請時に、在職3か月以上であること
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ☐ 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること
- ☐ 目的達成後の解散を前提としたプロジェクトへの参加など、離職することが前提でないこと

C テレワーカーの場合……以下の要件のすべてに該当する必要があります。

- ☐ 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思で移住したこと
- ☐ 移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと
- ☐ 所属先企業等からデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方テレワーク型))
又はその前歴事業を活用した取組の中で資金提供を受けていないこと
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること

D 関係人口の場合……以下の要件のすべてに該当する必要があります。

- ☐ 本移住支援金における関係人口の要件に該当すること（要綱第3条）
- ☐ 就業先が、以下のいずれかに該当すること
 - ・ マatchingサイトの登録要件を満たす企業等
 - ・ 職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業
- ☐ 勤務地が東京圏以外であること
- ☐ 就業先が、3親等以内の親族が経営を担う職務を務める企業等でないこと
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ☐ 交付申請時に、在職3か月以上であること
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ☐ 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること

E 創業支援金の交付決定を受けている場合

- ☐ 移住支援金の交付申請時、創業支援金の交付決定から1年以内であること

● **その他注意事項**

- ☐ 申請後の審査の結果、要件が該当されなかった場合、対象外となる場合があります。
- ☐ 支援金交付を受けた方が、交付要件を満たさなくなった場合、「飯山市補助金等交付規則」に基づき支援金を返還していただく場合があります。返還に当たって、交付を受けた支援金の額と期間に応じた加算金の納付が必要となります。
- ☐ 受給した移住支援金は所得税法上「一時所得」として取り扱われます（相談は税務署へ）。

※交付申請には各種証明書類等、添付資料が必要となります。 まずは下記まで**お問合せ**ください。

◆お問い合わせ先など◆

飯山市役所 移住定住推進課 移住定住係（2階23番窓口）

TEL：0269-62-3111(代表) / **0269-67-0740**（直通）

E-mail：ijuteiju@city.iiyama.nagano.jp



HP・要綱は
こちら